

さいたま市告示第792号

令和6年さいたま市告示第1310号で告示した事項の一部について、次のとおり変更する。

令和7年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

株式会社つなぐ

2 変更事項

- (1) 指定納付受託者の事業所の所在地について次のとおり変更する。

変更前	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目12番24号小峰ビル
変更後	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号JREさいたま浦和ビル

- (2) 納付事務に係る歳入等について次のとおり変更する。

変更前	(1) 住民票の写し、戸籍、税証明書その他証明書の交付手数料 (2) 臨時運行許可手数料 (3) 粗大ごみ等処理手数料 (4) 行政資料複写代金 (5) 物品売払収入 (6) 観覧料及び入館料 (7) 施設等使用料 (8) 講座等の参加費 (9) 一時保育利用料
変更後	(1) 住民票の写し、戸籍、税証明書その他証明書の交付手数料 (2) 臨時運行許可手数料 (3) 粗大ごみ等処理手数料 (4) 行政資料複写代金 (5) 物品売払収入 (6) 観覧料及び入館料 (7) 施設等使用料 (8) 講座等の参加費 (9) 一時保育利用料 (10) 各種申請に係る手数料 (11) し尿処理施設有価物販売代金 (12) 生産物販売代金 (13) 撤去自転車等返還手数料

3 変更する日

- (1) 令和6年11月22日
(2) 令和7年2月1日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
(2) 電話 048(829)1559

出納室出納課

告示期間の期限日（令和7年5月16日（金）まで）